

第9章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

運営・体制の整備の方向性は次のとおりとする。

原城跡の保存活用および整備について、事業に必要な財源の確保に努める。特に、維持管理費など経常的に発生するランニングコストの確保について、持続可能な運営の在り方を構築していく。

保存活用および整備事業を効果的かつ計画的に実施するため、管理団体である南島原市庁内の関係部署の情報共有および連携体制を整備する。また、文化庁や長崎県教育庁、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会などの指導助言を得られる体制を維持する。

保存活用および整備事業について、市民や各種団体が参画しやすく、官民一体となって協働できる体制を構築する。

第2節 運営・体制の整備の方法

運営・体制の整備の方法は次のとおりとする。(図9-1参照)

原城跡の確実な保存と次世代への継承を図るため、原城跡の変状を迅速に把握できる体制について、必要規模や財源確保などを含めて検討する。維持管理の財源の確保においては、現在実施している協力金のほか、レンタサイクルの有料化など一定の収益化を継続的に検討していく。

原城跡の保存活用、調査整備事業を適切に推進するため、埋蔵文化財、文献、土木など事業の実施に必要な技能を有する職員を、所管の教育委員会文化財課に確保するとともに、関係各部署との緊密な連携と協力を図る。

本計画に基づく保存活用および整備事業の実施について、従来のおり文化庁、長崎県教育庁、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会などの指導助言が得られる体制を今後も維持する。

市民や各種団体の参画および協働体制の構築については、まず原城跡の本質的価値について市民の理解が得られるよう、効果的な周知広報、展示、学習機会の提供を積極的に行いながら、そのうえで参画および協働を促進していく。

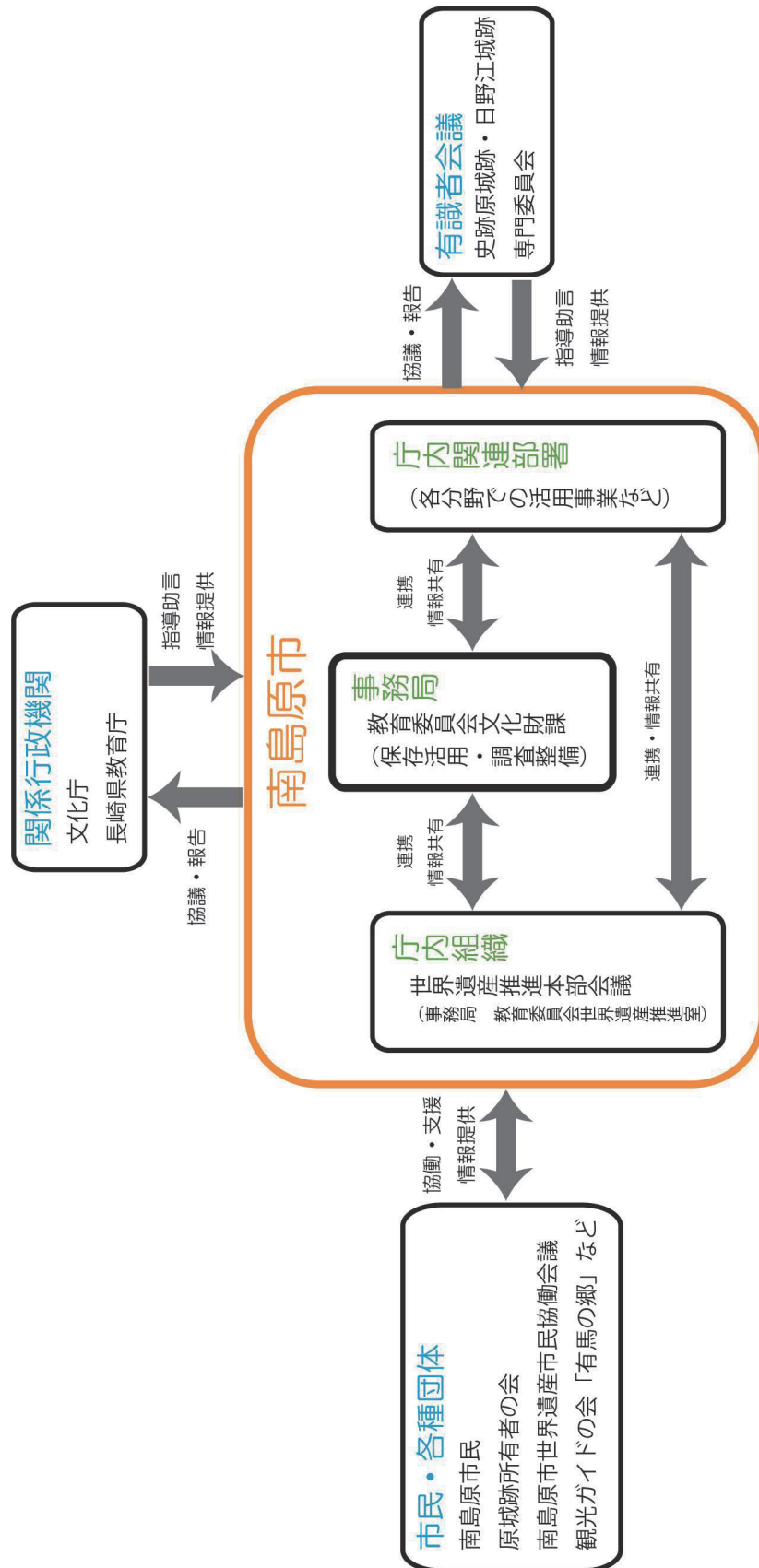


図 9-1 史跡原城跡の保存・活用のための体制図